

キャッシュレス取引|裁判例の動向 (第5期。令和4年2月～令和4年9月)

山本 豊

京都大学名誉教授

令和4年2月～令和4年9月の間に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から興味を惹いたものを概観する。本稿では、従前の期の「裁判例の動向」で取り上げた裁判例や従前の期の個別判例研究（第1期は本誌9号、第2期は本誌10号、第3期は本誌11号、第4期は本誌12号に各掲載）に言及する場合、簡略に「第〇期〇判決」、「第〇期個別判例研究□〔著者名〕」のように示すこととする。

I. はじめに

キャッシュレス取引に関する今期の裁判例の全体的傾向は、前3期（第2期、第3期、第4期）のそれと概ね同様である。すなわち、(ア) 紙媒体の判例誌に登載されたものが少なく（DBのみ収録のものが多い）、事例判決的なものが多い、(イ) 新奇な判決は少なく（それゆえ、判例誌掲載判決も少ない）、オーソドックスな「普通の判決」が着実に集積されている、(ウ) とはいえ、丁寧に見ていけば、事案の内容・争点や判示内容において、従来の類例にはない、独自の特徴を見出しうる判決も見出される、といったことである。

取り上げる判決（全て下級審判決）を、キャッシュレス取引の種類別等で見ると、クレジットカード3件（決済代行契約に関する2件

を含む）、個別クレジット4件、カードローン1件、暗号資産2件となっている。これらに、クレジットカード取引絡みの個人情報に関する裁判例1件が加わって、計11件となる。カードローン取引や暗号資産交換サービス等利用契約は、それ自体は商品やサービスに対する対価の支払場面に関わるものではないので、これらを取り上げると、「キャッシュレス取引」の定義を踏み越えることにはなるが、キャッシュレス取引の場面でも問題になりうる論点（アカウントサービスに求められるセキュリティ水準、免責条項の解釈・効力等々）を扱っている若干の裁判例については、個別的判断に基づき例外的に論述対象にすることとした。なお、QRコード決済等、比較的新興のキャッシュレス決済に関する裁判例は、今期も見当たらない。

事案や判決の内容面における今期の特色としては、まず、支払手段の不正利用を含む無権限取引に関する裁判例が複数（3件）現れていることが挙げられる。無権限取引の態様は、盗難クレジットカードの対面取引でのサイン利用、偽造カードをATMで使用してのローン取引（暗証番号取引）、ユーザーのPC等から漏洩したID及びパスワードの不正利用による暗号資産の外部送信と三者三様であり、それぞれに興味深い裁判例の展開が見ら

れる。

次に、暗号資産の大量不正流出事故の後処理を巡っては、今期は、暗号資産保有者の暗号資産交換業者に対する送信請求を認容した判決が現れた。関連の裁判例が徐々に集積するにつれ、争点も多様化し、判旨もより詳細なものになっているとの印象を受ける。

Ⅱ. クレジットカード

1 不正利用

クレジットカード取引に関しては、まず、クレジットカードの不正利用事案を扱う①東京地判令4・3・25（金判1658号32頁）を取り上げる。本件不正利用の態様は、カード会員Xの妻Aの姪であるBが、A宅を訪問した際に、玄関先に置かれていたAのかばん在中の財布からAの使用していた家族カードを抜き取り、家の外に出て知人等の第三者に同家族カードを交付し、当該第三者をしてBの行きつけのホストクラブとの間をタクシーで往復して同クラブでのBの未払飲食代金のカード決済（サイン取引）をさせ、第三者から返還された家族カードをAの財布に戻したというものである（ほぼ同一の手口で2回にわたり不正利用が行われ、一連の行為に要した時間は各1時間以内であった）。Xは、一旦はクレジットカード発行会社（イシューア）Y1・Y2に代金相当額の支払をしたものの、その後、Yらを相手取ってクレジットカード契約に基づく損害のてん補又は不当利得の返還として、代金相当額の支払等を請求する訴訟を提起した（本稿では、以下、Y1に対する請求に関する判示のみを紹介する。Y2に対する請求に関する判示も、細目を除けば、

基本的に同様の内容であるからである）。

主な争点となったのは、Y1が使用するカード会員規約が定める支払免除の除外事由が存在するかである。すなわち、Y1は、そのカード会員規約において、カードの盗難等による不正利用の場合でも、原則的には会員がその利用により発生する債務の支払義務を負うとしつつ、例外として、一定の手続を経ることを条件に、一定期間のカードの不正利用について支払義務を負わないものとする一方、さらに、例外の例外として、（ア）「会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者」が紛失、盗難等に関与し、又は、不正利用した場合、（イ）会員規約に基づく管理義務又は届出義務に違反した状態における盗難である場合等には、支払が免除されないと定めているところ、本件事案において、そうした除外事由が存在するのかが争われたものである。本判決は、まず、（ア）の除外事由が存在するかにつき、「会員の関係者」とは、例示された会員の家族等に準じる程度に社会生活上密接な関係にある者を指すものと解した上で、Bは、Aの姉の子であるというにとどまり、XあるいはAと同居していたものでも生計を一にしていたものでもなく、Aの自宅に月に1回程度遊びに来るという関係にあったに過ぎないのであるから、XあるいはAの家族、同居人等に準じる程度に社会生活上密接な関係にあったものとは認められないと判示し、（ア）の除外事由には当たらないとした。また、（イ）の除外事由につき、Y1は、XとAの夫婦関係が破綻したのに、XはAから家族カードを取り戻さずに管理を委ねていた、Xは家族会員に変更が生じたのにY1に

届出をしなかった、AがBに本件家族カードのある場所を知られていたとして、除外事由に該当すると主張したが、本判決は、XとAが別居し、離婚に向けた協議を行っていたとしても、法律上の婚姻関係が継続している以上、夫婦は互いに協力し扶助すべき義務（民法752条）を負っており、無職であるAの日常的な生活費の支払のために家族カードを使用させたからといって、Xがカードについての管理義務に違反したものと評価することはできない、婚姻関係が破綻した場合に会員がY1に届出をする義務を負うとは解されない、自宅でカードの入った財布をかばんの中に入れて置いておくことが特段盗難の危険性が高い行為とはいえないから、Aがカードの管理義務を怠ったとは評価できないなどと判示して、Y1の主張を斥けた。

このように述べて本判決は結論としてXの不当利得返還請求を認容したのであるが、この不当利得の要件に関する説示にも注意を向けておく必要がある。すなわち、本件カード取引は、いわゆるオフ・アス取引に該当するところ、Y1は、加盟店獲得クレジットカード会社（アクワイアラー）Cに対して立替払を行ったから、Y1には利得が生じていないか、あるいは、利得が消滅しており、不当利得返還義務はないと争った。これに対し、本判決は、Y1がCに立替払をしたとしても、Xから受領した代金相当額の給付が存するため、Y1のCに対する立替払義務が消滅し、総体としての財産の減少を免れているという関係にあり、Y1に利得がないとか利得が消滅したとはいえず、また、Y1の挙げる最三判昭28・6・16民集7巻6号629頁及び最三判平10・5・26民集52巻4号985頁は、いずれ

も金銭給付の直接の当事者とそうでない者との間の不当利得の成否に関する事案であり、本件と事案を異にすると述べて、Y1の主張を斥けた。この点に関しては、従来、これらの最高裁判決を挙げて加盟店への立替払によるイシューのもとでの利得消滅を認める裁判例も存在したところ（第1期個別判例研究①〔山本〕とそこでの判例分析を参照）であり、結論及び理由づけ（総体差額説からの説明）の当否につき、立ち入った検討の必要性を感じさせられるところである（→個別判例研究①）。

2 決済代行契約

クレジットカードの決済代行契約に関しては、今期は2件の判決が出ている。

まず、決済代行業者同士の紛争に関する判決として、②東京地判令4・4・25（2022WLJPCA04258003）がある。これは、シンガポール法人である決済代行業者Y（アクワイアラーと包括加盟店契約を結んでいる）が、日本法人である決済代行業者Xに対し、国際ブランドによるクレジットカード決済を実現するためのサービスを提供していたところ、Xの加盟店において医薬品が有効な処方箋なしで販売されている事実があるとの国際ブランド（VISA）からの通知がアクワイアラーを経由してYにもたらされたことを契機に、Yが、Xに付与していた全アカウントを停止し、Xの全ての売上金を一方的かつ長期間にわたり凍結し、Xの加盟店への決済サービスの提供を不可能にさせたのに対し、Xが、Yの契約違反を主張して、3億円の損害賠償を請求したという事案を扱うものである。本判決は、XY間の契約で使用された契約条項において、Yには、Xに提供するサービスの停

止及び再開の決定並びにアカウント内の資金の保留及び解除の決定につき広範な裁量がある旨が定められており、Yに裁量の濫用に当たたる事情も見受けられないことから、Yに債務不履行があるとは認められないと判示し（準拠法であるシンガポール法に基づく判断）、Xの請求を棄却した（→個別判例研究②）。

次に、③東京地判令4・4・26（2022WLJPCA04268011）は、決済代行業者と販売業者との間の紛争に関する判決である。本件事案では、フィギュアスケート用インソールその他スポーツ用品の企画・開発・製造・販売及び輸出入等を営むX会社が、クレジットカード決済代行業者Yの決済サービスを利用していたところ、決済サービス契約中の「決済の取消処理（チャージバック事由）が発生した場合に売上債権の支払を拒絶できる」旨の条項に基づいて、Yから、Xとその顧客（商品の買主）との間の取引に係る売上債権の支払を拒絶されたので、前記条項はカード利用者の一方的な主張のみでチャージバック事由に該当する旨定めるものであり、加盟店に一方的な不利益を負わせるものであるから、公序良俗に反して無効であると主張して、Yに対して不法行為に基づく損害賠償を請求した。本判決は、本件契約の定めるチャージバック事由は、カード会員の主張によるものもあるものの、その他の多くが、クレジットカード発行会社の判断によるもの、提携会社（アクワイアラー等）の判断によるもの、対象取引に係る決済が無効であるもの、加盟店の不正等によるものであり、本件のチャージバックは、提携会社の判断によるものであるから、前記条項が、カード利用者の一方的な主張の

みでチャージバック事由に該当する旨定められているとも、加盟店に一方的な不利益を負わせるものであるともいえないとして、公序良俗違反の主張を斥け、Xを敗訴させた。

Ⅲ. 個別クレジット

1 契約の営業性等

個別クレジットに関しては、原告（ゴルフレッスンプロ、ゴルフレッスン事業・ゴルフ用品店の経営・ゴルフ練習場の経営等のゴルフに関連する事業を営む個人又は法人）が、スポーツ施設運営会社Aから、Aが無償で原告の広告用ホームページを作成し、当該ホームページにAやその関連会社のバナー広告を掲載し、広告料を原告にキャッシュバックするから、実質的負担はないなどと申し向けられて、ゴルフスイングの解析ソフトを購入し、その代金支払のためにクレジット会社と立替払契約を締結したものの、その後Aから原告への広告料の支払が滞り、原告とクレジット会社との紛争に発展したという事案に関する裁判例が複数現れている。

このうち、④東京地判令4・7・13（2022WLJPCA07138002）の事案においては、原告であるXらが、立替払契約をクーリングオフ解除（割賦販売法〔以下「割販法」という〕35条の3の10第1項）し、又は、不実告知取消し（割販法35条の3の13第1項）をしたと主張するとともに、立替払契約が心裡留保又は錯誤により無効であると主張して、クレジット会社Yに対し、不当利得に基づき、既払金の一部の返還を請求し（本訴）、Yが、Xらに対し、立替払契約に基づき、残金の支払を請求した（反訴。Xらの保証人や保証人の相

続人に対する請求関係については、紹介を省略する)。Yの反訴においては、売買契約の公序良俗違反無効、心裡留保又は錯誤による無効、詐欺取消しに基づく支払停止の抗弁(割販法35条の3の19第1項)や信義則に基づく支払拒絶の主張の成否も問題となった。本判決は、本件売買契約が「営業のために」締結されたもので、本件立替払契約には割販法35条の3の10第1項、35条の3の13第1項、35条の3の19第1項の適用はない(割販法35条の3の60第2項1号)と認め、その余のXらの主張もことごとく斥けて、本訴請求を棄却、反訴請求を認容した。このうち営業性についての判示内容は、割販法35条の3の60第2項1号にいう「営業のために若しくは営業として」とは、営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環としてという意味であり、営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環としてされたか否かを判断するに当たっては、購入者の内心の意図によるのではなく、取引の内容や実態等に照らし客観的に判断するのが相当であると解した上で、本件契約は、単に本件ソフトの売買契約であるにとどまらず、ホームページ作成・保守・管理等に係るサービスの提供が含まれる複合的な契約であり、本件ホームページは、レッスン等の料金の記載などがある集客用のものであり、本件売買契約は、ホームページを作成し公開することにより、Xらが営むゴルフ関連事業の宣伝をし、集客するために締結されたものといえ、営利の目的をもって、かつ、事業のために締結されたものであると認められるというものである。

⑤東京地判令4・7・15(2022WLJPCA07158010)も、④と同一のクレジット会社・加盟

店に係る基本的に同内容の判決である。営業性の争点に関しては、同判決は、Xらの事業の内容(ゴルフ関連事業)・状況等、ソフトの性質(ゴルフレッスンの際に使用するゴルフスイングの解析ソフト)等に加えて、申込書の記載内容(ソフトの使用場所欄には、「ゴルフ練習場」、「ショップ」、「ゴルフ工房」等と、また、ソフトの使用目的欄には、「営業用」に丸印が付けられるとともに、「練習ソフトとして」使用する旨が各記載されていた)に鑑みると、客観的にみて、Xらは、営利の目的をもって、かつ、自らの営むゴルフに関連する事業のために、Aとの間で、ソフトに係る売買契約を締結したものであり、本件立替払契約には、割販法3章の規定は適用されないと判示した。

以上のような④⑤判決の判示内容は、基本的に従前の裁判例の趨勢に沿うものである(営業性に関する裁判例として、第1期⑨判決、第2期⑦⑧⑨⑩判決、第3期⑥⑦⑧判決、第4期⑥判決を参照。裁判例の包括的分析として、第2期個別判例研究④〔尾島〕)。

2 支払停止抗弁の主張の信義則違反性

購入者による支払停止の抗弁の主張を信義則違反として斥ける裁判例は、かねてより少なからず見受けられるところである(第1期⑬⑭、第2期⑬、第3期⑦⑧⑪、第4期⑦)が、今期もその類例といえる⑥大阪地判令4・7・28(d1-law28302926)が出ている。

これは、クレジット会社Xが、大型バイク(ハーレーダビッドソン)の代金についてのYとの間のクレジット契約に基づき、Yに対し未払の立替金等の支払を求めたのに対し、Yが、バイクは、Aらから持ち掛けられた虚偽の投資話の投資資金を調達するため、Aら

から指示されて購入したものであると主張し、販売会社Bとの間の売買契約上の事由（詐欺取消・クーリングオフ解除・特定商取引に関する法律9条の3第1項1号・2号による不実告知・事実不告知解除〔ママ〕）に基づく支払停止の抗弁（割販法35条の3の19第1項）等を主張した事案を扱うものである。本判決は、Yは、本件ローン契約書中の年取欄・勤続年数欄・購入車の内容欄といった与信審査に大きな影響を与える記入欄について、第三者が任意に記載することを漫然と認め、契約書に署名押印してクレジット契約の申込みを行うこととした上、Xの担当者からの電話での契約締結の意思確認の際には、自らバイクを使用する旨虚偽の回答をしたりするなどして、XがBの販売状況の問題点等を把握することや、クレジット契約の申込みが投資資金捻出のためにされたことがXに発覚することを積極的に妨げたものであり、そのようなYが、仮に本件売買契約が不成立又は無効であるとか、取消し又は解除できるものであるとしても、Xに対して支払停止の抗弁を主張することは、信義則に反し許されない等と判示し、XのYに対する請求を認容した（なお、YのAら・B等に対する請求に関する本判決の内容の紹介は省略する）。

3 契約の成否+支払可能見込額調査義務違反

⑦東京地判令4・9・2（2022WLJPCA09028006）は、クレジット会社Xが、チェコ生まれの女性で日本人男性Bと婚姻していたY1との間で、Y1の販売業者Aからの自動車購入代金について立替払契約を締結し、Y2（Bの父でY1の舅）との間で、Y1の立替払金債務について連帯保証契約を締結したと主張して、Y1に対しては立替払契約に基づき、Y2

に対しては連帯保証契約に基づき、立替金残金等の支払を請求したのに対して、Y1らが、いずれも、契約締結の事実を否認するほか、Y1は、さらに信義則違反等を主張して争った事案に関する。

本判決は、まず、XとY1との間の立替払契約の成否について検討し、本件契約書の契約者の「お名前」欄にあるY1名の印影は、Y1の印章により顕出されたものであると認めた上で、本件契約書のY1の署名がその筆跡からY1によりされたものであると断定することはできず、また、BがY1の前記印章を盗用することは可能な状況にあったとはいえるものの、日本語能力試験「N3」レベル合格の日本語力を有するY1が、Xの担当者による契約意思確認に対し、その内容を理解した上で確認に応じたと認められることに照らせば、本件契約書のY1名の印影がY1の意思に基づかないものであることの反証がされたとはいえないとして、立替払契約の成立を認めた。また、Y1は、XがY1の公的収入証明を取得できておらず、Y1に与信可能な資力があると認められるに至っていないのに、与信の決定をしたことは、信義則上の誠実義務又は割販法1条1項若しくは35条の3の3第1項本文等に反し、Xが、本件立替払契約の成立を主張することは許されないなどと主張したが、本判決は、Xが、Y1の信用状況を、どのような方法や情報により調査したものであるかは不明といわざるをえず、少なくとも、本件立替払契約の締結に当たり、Y1の所得証明（公的収入証明）を取得しなかったことが疑われるとしたものの、消費者が過重債務に陥ることを防止する趣旨を含む割販法35条の3の3第1項本文、同法35条の3の4本

文は、公法上の業務規制であるから、その違反が直ちに契約の効力に影響を及ぼすものと解することはできず、その違反の程度が著しい場合には、信義則上の誠実義務違反等を問題とする余地も生じうるとしても、違反の程度が著しいことを具体的に基礎づけるに足りる事情の主張、立証はないとして、Y1に対する請求を認容した。次いで、X・Y2間の連帯保証契約の成否について、本判決は、本件契約書の連帯保証人の「お名前」欄にあるY2名の印影は、Y2の印章により顕出されたものであると認めた上で、BがY2の印章（実印）及び印鑑登録カードをY2に無断で持ち出すことは比較的容易であったこと、また、本件契約書にY2のものとして記載されている携帯電話番号は、Bが使用する携帯電話のものであり、本件契約書の連帯保証人欄の記載をしたのはBであり、Bは、XからY2に対し意思確認の連絡をされることを避けるために、あえて虚偽の番号を記載し、Xからの連絡にB自身が出ることによって、契約手続を進めることを可能にしようとした疑いが強いことから、本件契約書のY2名の印影がY2の意思に基づき成立したものと推定することはできず、本件契約書のY2作成名義部分は真正に成立したものと認められないとして、本件連帯保証契約の成立を否定し、Y2に対する請求を棄却した。

本判決は、クレジット契約及び連帯保証契約の成立に関する事例判断を示すものとして参考になることはもとより、支払可能見込額調査義務違反の法的効果等に触れる部分は、当該ルールを割販法上の監督法上の規律として位置づけ、これが民事的効果につながることを想定せずに要件・効果も定められている

（信用力調査義務違反の民事的効果をドイツ民法505d条の明文規定により精緻に定めているドイツのような法制とは異なる）ことを考えれば自然な判断であると目され、類例の乏しい中で貴重な説示といえることができるであろう（→個別判例研究③）。

Ⅳ. カードローン+保証

カードローン取引等の用途自由与信は、Iでも前述したように、本来は、キャッシュレス取引判例研究会の対象外である（山本豊「キャッシュレス取引判例研究会の発足にあたって」本誌9号7頁）。しかし、今期に現れた⑧東京地判令4・4・21（2022WLJPCA04218007）は、偽造カードの不正利用という、クレジットカード取引などキャッシュレス取引の場面でも問題になりうる事象を扱っており、また、その解釈が争点となった定型約款の規定よりもクレジットカード会員規約のそれと類似していて、参考になりうるため、例外として取り上げることとする。

本判決が扱ったのは、A銀行との間でカードローン契約を締結し、カードの発行を受けていたXが、Xから委託を受けてAとの間で包括債務保証契約を締結していた保証会社Y（Aと同じ企業グループに属するクレジットカード会社）に対し、Yが代位弁済したと主張するXの借入金債務の一部は、第三者がXのカードをスキミングして偽造したカードを使用してAから融資を受けたものであるから、Xが支払義務を負うものではなく、その余の借入金債務に係る求償債務は全てYに弁済済みであるなどと主張し、Yに対する求償債務が存在しないことの確認を求めるとも

に、人格権に基づき、Yが信用情報機関（CIC）に提供したXの信用情報の抹消を求めた事案である。

本判決は、氏名不詳者が、本件カードをスキミングして偽造したカードをATMで使用して本件融資を受けた（暗証番号取引）と認定した上で、カードローン規約上の「会員が……紛失盗難届を当行に提出した時点以降に当該紛失または盗難にあったカード……を用いたATM融資については、当行が自己または保険等により融資金を負担しますが、届け出を受理する以前の融資金については会員が負担する」との条項や「会員の故意または重大な過失により、盗難カード等を用いたATM融資がなされ……た場合」や「会員が会員規約等に違反している状態で紛失や盗難が生じた場合」に会員が融資金を負担する旨の条項は、いずれも、カードをスキミングされて偽造された場合にはそもそも適用されないと述べて、Xによる暗証番号管理義務違反の有無等の争点に立ち入るまでもなく、これらの条項に基づくYの主張を失当として斥け、Xの債務不存在確認請求を認容した。また、そうである以上、XがAに対して本件融資の返済義務を負うことを前提としてYが代位弁済をしたこと、XがYに対して求償債務を返済しないことを内容とする本件信用情報は、誤った内容のものであることになるとして、Xの情報抹消請求も認容した。

クレジットカードの盗難・紛失による暗証番号取引事例では、身に覚えのない利用であると主張して免責等を求めるカード会員に対して、カード発行会社が、（ア）本人しか知りえない暗証番号が入力された以上、会員自身か協力者がカードを利用した可能性や（イ）

会員の暗証番号管理義務違反を主張して争うというのが、典型的にみられるパターンである。本件はカード偽造事案であるが、本件カードの磁気情報に暗証番号の情報が含まれていないため、スキミングしたとしても、当該情報入手できないこともあって、（ア）そもそも無権限者による不正利用といえるのか、（イ）Xが暗証番号管理義務に重過失により違反し、前記の規約の定めにより融資金を負担すべきことになるのではないかが争われた。本判決は、（ア）については、会員が不正利用を偽ろうとするなら、スキミングによるカード偽造という手の込んだ策を弄する必要はなく、暗証番号はXがゴルフ場のセキュリティボックスの暗証番号に本件カードの暗証番号と同一の数字列を設定したような機会に第三者に漏洩したとも考えられるとして、不正利用であると認めた。また、（イ）に関するYの主張は、「紛失または盗難」としか定めていない規約条項が偽造ケースにも適用されるという、いささか無理筋の内容であったために、前述のように、裁判所により一蹴される結果となった（→個別判例研究④）。

V. 暗号資産

暗号資産交換業者Y（コインチェック）からの暗号資産NEM（以下「ネム」という）の不正流出事故（平成30年1月26日）は、外部の第三者が、Yの従業員の端末にマルウェアを感染させ、当該端末を経由してYのネットワークにアクセスする方法でネムの送信に用いる秘密鍵を取得し、当該秘密鍵を用いてYの管理するネムを外部のアドレスに送信

することにより発生したものとされる。この事故に端を発した紛争に関する裁判例が、前々期（第3期^⑱^⑳判決）、前期（第4期^㉑^㉒判決）に続き、今期も1件現れている。

⑨東京地判令4・4・27（2022WLJPCA04278001）が、それである。事案は、Yが管理していたネムが不正アクセスにより外部に流出したことを受けて、Yが、ネムの出入金及び取引を停止する措置を講じ、次いでその余の全ての暗号資産の外部のユーザー口座への送信を停止する措置を講じたことに関し、原告のうち不正送信時にネムを保有していた者21名（以下「ネム保有原告」という）が、Yに対し、主目的には、(ア) (a) Yとの間の暗号資産サービス利用契約に基づくネムの送信請求及び (b) ネム送信請求権の強制執行不奏功時の代償請求、(イ) Yの履行遅滞による債務不履行に基づき、ネム口座凍結時の取引価格から口頭弁論終時の取引価格を控除した差額に各原告が本件口座に保有していたネムの残高を乗じて得た金額相当の損害の賠償請求、予備的には、(ウ) 不正送信を原因とするYのネム喪失による送信債務の履行不能に基づき、同各原告が本件各口座に保有していたネムの残高に本件不正送信が最後にされた時点におけるネムの時価額を乗じて得た金額相当の損害賠償請求、原告のうちネム以外の暗号資産（ビットコインキャッシュ、ビットコイン、ダッシュ、イーサリアム・クラシック、イーサリアム、ファクトム、リスク、オーガー、モネロ、リップル、ジーキャッシュ、ライトコイン）を保有していた者（ネム保有原告でネム以外の暗号資産の保有者も含む）が、(エ) 前記 (イ) と同様の法的根拠に基づき、本件口座凍結時の各取引価格から

出金再開時の各取引価格を控除した差額に原告が本件各口座において保有していた暗号資産の残高を乗じて得た金額相当の損害賠償請求をしたというものである。

本判決は、結論として、(ア) (a) の送信請求を認容し、(b) の代償請求を却下し、その他の請求を全て棄却した。その理由づけを見ると、まず、(ア) (a) については、本件利用契約中の条項の定めに基づき、ネム保有原告はYに対して、そのユーザー口座において管理するネムの送信を請求することができ、Yは、その指図に従って、指定された送信先にネムを送信する義務（送信義務）を負うとされた。Yは、ネム保有原告はYから日本円による相当額の補償を受けており、これにより、送信義務が消滅し、あるいは、送信請求が権利濫用になるなどと反論したが、本判決は、Yが主張する補償は、Yが、ネム保有原告との間における合意に基づかず、一方的に行ったものにすぎず、このような法的性質が明らかではない金銭の一方的な給付により、Yの送信義務が消滅したり、ネム保有原告の権利行使を妨げられるいわれはないなどと述べて、同反論を斥けた。送信請求を認容した判断は、送信債務の履行不能を否定することの論理的帰結であって、予想されるところともいいうるが、結論として正面から送信請求を認容した本判決は、やはり注目に値するものといえるであろう。これによれば、補償金については、ネム保有原告の貰い得ということになるが、補償金支払に際し、送信請求権を放棄させる等の手当を怠ったYの対応に対し、筋を通した判決と見ることもできるであろう。

次に、(ア) (b) の代償請求とは、Yに対

するネムの送信請求の強制執行不奏功を停止条件として発生する、Yに対する損害賠償請求権につき、将来給付の請求をするものであるところ、本判決は、Yの送信義務は不代替的な作為義務であって、その強制執行は間接強制の方法（民事執行法172条）によるべきことになり、間接強制決定がされた場合には、その効力が存続している限り、債務の履行に向けられた心理強制の作用は継続するので、債務の執行不能を観念することはできず、将来給付の訴えとしての訴訟要件（民事訴訟法135条のいう「あらかじめその請求をする必要」）を欠くと判示した。さらに、本判決は、ネム保有原告の主位的請求である送信請求を認容しているにもかかわらず、予備的請求である（ウ）についても審理・判断し、不正送信の発生によりYがほぼ全てのネムを喪失したとしても、ネム送信義務が種類債務であることなどを理由に、送信債務が社会通念上履行不能になるものではないと判示した。この理由づけは、第4期⑧判決において採用されたものと類似している。

最後に、（イ）（エ）については、Yは原告・Y間の契約中のサービス停止条項（ハッキングその他の方法によりYの資産が盗難された場合、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができる旨を定める契約条項）に基づいて本件停止措置を講じたものであるから、その停止期間中は暗号資産の送信義務を負わないなどと述べて、原告の主張を斥けた（なお、本件停止措置がYにおける暗号資産管理体制の構築義務違反によって生じたものとはいえないとも判示）。これらの判断は従前の類例の路線を踏襲するものである

（第3期⑲⑳判決、第4期⑰判決）。原告は、サービス停止条項が消費者契約法8条1項1号により無効であるとも主張したが、本判決は、同規定は、債務不履行であることを前提に、その損害賠償責任の免責を定める契約条項の効力について定めるものであって、そもそも債務があるかどうかのレベルを規律するサービス停止条項を適用対象とするものではないとして、当該主張も斥けた（債務排除条項と責任排除条項との区別につき、山本豊『不当条項規制と自己責任・契約正義』〔1997〕231頁以下・261頁以下、同「消費者契約法（3）・完」法教243号57頁参照）（→個別判例研究⑤）。

⑩東京地判R4・8・18（2022WLJPCA08188010）も暗号資産のある種不正流出事故に関わる裁判例であるが、こちらの流出態様は、⑨判決の事案とは異なり、Xが暗号資産交換業者Y（ビットフライヤー）との間で暗号資産サービス利用契約を締結してアカウントを開設していたところ、Xの管理するパソコン等からXが設定したログインID及びパスワードが漏洩し、第三者が当該ID及びパスワードを用いて不正ログインし、暗号資産であるイーサリアムが不正に外部に送信されたというものである。Xは、Yに対し、主位的に、寄託物返還請求として、上記の不正ログイン及び不正送信によって減少したとされる資産の金額の支払を求め、予備的に、第三者によるアカウントへの不正ログインが疑われる状況下において、Yが、Xに対してアカウントの停止を説明・提案する義務があるのにこれを怠った結果、Xの要請に基づくアカウントの停止がされず、Yにおいて顧客から預かっている財産を保護するシステムを構築

し、これを適切に運用すべき義務があるのにこれを怠ったため、Xは不正ログイン及び不正送信により損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、主位的請求については、利用契約のうち、登録ユーザーが取引の原資として金銭をYに送金することによって開始したものについては、消費寄託契約の性質を有し、登録ユーザーがYに対して金銭の払出しを求めることは寄託物返還請求であると解する余地があるとしたものの、登録ユーザーのログインID及びパスワードの一致によってYが本人認証を行ってサービスが利用された場合を含め、第三者がログインID及びパスワードを使用した場合の損害は登録ユーザーが負い、Yは一切の責任を負わない旨を定める契約条項に基づきYの免責を認めた（請求棄却）。Xは、同条項は、Yの不法行為が存在する場合にもYの免責を認めるもので、消費者契約法8条1項3号に違反し、無効であると主張したが、本判決は、同契約条項は、その文言上、Yが不法行為を負う場合にまで免責を認めるものではなく、消費者契約法8条1項3号に違反するものではないと判示した。また、予備的請求については、Yの電話対応業務を委託していた会社の従業員が、Xに対し、メールアドレスの変更及びアカウントの停止という対応策を説明・提案し、Yにおいてログイン確認メールを登録ユーザーに送付していた（ただし、Xは同メールを受信しない設定にしていた）ことから、義務違反の事実がないとして、棄却した。

Ⅵ. 信用情報

信用情報に関しては、既に紹介した⑧判決のほか、⑪東京地判令4・7・27（金判1662号47頁）がある。本件は、クレジットカード発行会社Yの発行するカードの会員であるXが、Yにおいて、Xの同意を得ずに、電子計算機上の事務に対し正当な理由なくアクセス制御機能を有して電子記録を書き換えたり保管させたりする行為を行い、Xの個人情報が信用情報機関（CIC及びJICC）に不正に登録された、また、信用情報機関を調査以外の目的で不正に利用したなどと主張し、不法行為に基づき信用情報機関に登録されたXの信用情報の抹消を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償を請求する本人訴訟である。本判決は、Yは、本件クレジットカード会員契約に基づき、同契約の定める個人情報（信用情報）を信用情報機関に提供しているところ、Xは、クレジットカード会員契約の締結に際し、Yの担当者から「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」が記載された書面を受領し、個人情報の取扱いについて説明を受けた上で、冒頭に「私は裏面の規約、別掲の『個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項』……に同意のうえカード利用を申し込みます」との記載がある本件申込書に所定の事項を記入し、署名をして本件クレジットカード会員契約の申込みをしていることからすれば、Yによる個人情報（信用情報）の提供についてXの同意が存在することは明らかであると認め、その他、Xの主張する事実はいずれも認められないと判示して、請求を棄却した。事実認定レベルで決着がつけられ、特段目新しい判断を含むものではないが、事例として紹介しておく。